

平成30年告示学習指導要領の評価規準に関する 聴覚特別支援学校（聾学校）中学部高等部国語科教員の質問紙調査の検討

高田直子（愛知教育大学大学院特別支援教育科学専攻）
岩田吉生（愛知教育大学特別支援教育講座）

要約 本研究では、新しい平成30年告示の学習指導要領による国語科の科目の再編成や、重視される内容の変更などに対応した評価規準の考えを検討することを目的として、聾学校中学部・高等部の国語科教員を対象とした質問紙調査を行った。その結果、質問紙の項目で、共通して多く回答される項目もある一方、聾学校では重点的に評価されてもよいであろう基本的な発言の仕方や、手話を用いた語彙の説明などはあまり多くの回答はなかった。また、新しい評価の観点である「主体的に学習に取り組む態度」の具体的な評価をどう考えていくかなどの課題が見られた。今後は、質問紙調査で明らかになった聾学校中学部・高等部国語科の評価規準の課題に加え、新しい学習指導要領（中学校・高等学校国語科）における内容の構成「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」の考え方を踏まえ新しい評価規準の検討が必要である。

キーワード：新学習指導要領、評価規準、聾学校国語科、聴覚障害児教育、発達障害

1. 問題と目的

1-1. はじめに

文部科学省は平成30年に学習指導要領を改訂し、目標及び内容が「資質・能力の3つの柱」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で再整理された。このことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。平成31年1月21日付の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会での「児童生徒の学習評価の在り方（報告）（概要）」では、令和2年（2020年）度以降に順次実施される新学習指導要領の下での学習評価の在り方について、基本的な考え方や改善の方向性が記述された。

1-2. 新学習指導要領の学習評価の在り方

各学校における教育活動は、学習指導要領に従い、地域や児童生徒や地域の実態を踏まえた教育課程及び年間指導計画に基づく授業を展開し、生徒の学習状況を評価、教師の指導改善を図っている。そのため、「学習指導」と「学習評価」は教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラムマネジメントの中核的な役割を担う。また、特に指導と評価の一体化の観点からは、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質、能力を確実に育成する上で学習評価は重要な役割を担うこととなる。

1-3. 学習評価の基本的な枠組みと改善

(1) 観点別学習状況評価の改善

今回の改訂では各教科の目標や内容を「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力に再整理したことを踏まえ、

観点別評価についても、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点について、学習指導要領に示す目標に準拠した評価として三段階により実施する。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、観点別評価になじまない、個人内評価を見取る部分があることに留意が必要である。また、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図ることは、生涯にわたり学習する基盤を培う視点をもつことが重要である。これらのことを踏まえ、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、発言など性格や行動面の傾向を評価するだけでなく、知識・技能を身に付けることや自らの学習状況を把握し、調整しながら学ぼうとする側面を評価することが重要である。

(3) 特別な配慮を必要とする児童生徒に関わる学習評価

国立教育政策研究所教育課程センター「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料 第1編 総説 平成24年7月」には、「目標に準拠した学習評価による観点別評価のメリット」の箇所、「現在、高等学校には多様な特性をもった生徒が在籍しており（中略）全ての生徒に確かな学力を身に付けさせるには、適切な目標を設定して（後略）」とある。今回の改訂では、「障害のある生徒など特別な配慮を必要とする」という記述が変わった。個々の児童生徒の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、各教科の目標や内容に応じた学習状況を把握し、指導や学習の改善に生かしていくことなど実態に応じた対応が求められている。

1-4. 聾学校高等部国語科教育の課題

このような現状を踏まえ、高田・岩田（2020）「新

学習指導要領における聴覚特別支援学校(聾学校) 高等部国語科の評価規準の研究1」では、平成11年告示学習指導要領(文部科学省, 1999) および平成21年告示学習指導要領(文部科学省, 2009) における評価規準について検討した。また、高田・岩田(2020)「新学習指導要領における聴覚特別支援学校(聾学校) 高等部国語科の評価規準の研究2」では、聴覚特別支援学校(聾学校) 国語科における評価規準の現状と課題についてまとめた。2つの論文でまとめた課題は、以下の通りである。

(1) 聴覚障害児教育における「9歳の壁」

聴覚障害児教育における教科指導については、現在も多くの課題がある。

脇中(2009)は以下のように述べている。

「聴覚障害児教育界における、『9歳の壁』という言葉は、東京教育大学付属聾学校校長・萩原浅五郎氏が、1964年『ろう教育』誌の中で『9歳の峠』と表現したのが始まりとされている。同年に発行された京都府立京都聾学校研究紀要によると、標準学力検査を高等部生徒に実施したところ、偏差値の平均が50を切り始めるのは、算数は小6用のテストから、社会は小5用のテストからであり、国語は小3のテストですでに50を切り、理科は小4のテストですでに50を切っていたということである。そして、「ろう児の知的な能力が9才(ママ)あるいは9才あまりで停滞するといわれる一般論を裏書きしていた」と記されている。

現在も聾学校及び聴覚特別支援学校に在籍する多くの子どもの学力実態は、小学校高学年以降の教科学習が困難な現象が多く見られる。この9歳という時期は、ピアジェ(Piaget, J)の言う「具体的操作期」から「形式的操作期」へ移行する時期と重なっている。形式的操作期に入ると具体物を離れ、形式的、抽象的な操作を伴う思考や、「もし～ならば～」という仮説演繹推理ができるようになると言われている。」

小学校3年生頃までの学習は、生活中心の内容であり、具体的思考を伴いながら学ぶ生活言語の習得期である。しかし、小学校4年生以降は、本格的な教科学習が始まり、抽象的な内容を伴う学習言語の習得期に入って行く。多くの聾学校の小学部高学年以降のテストに現れる学力は、この学習言語の習得のつまずきが密接に関係している。聾学校の通常の学級では学年対応の教科指導(いわゆる「準ずる教育」)を行っているが、現状としては、すべての学部・学年において該当学年の教科書を使用した授業を展開するために、聴覚障害児の個々の配慮や指導の手立ての工夫をするなどの課題が山積している。

そして、聾学校においても学習指導要領の改訂を受けて、指導内容や評価規準について改訂する必要がある。聴覚障害児に対して、国語科の指導を行う中で、これまでの「読解中心の授業」から、今後は「主体的

な表現、つまり話し合いや論述等の指導を行いながら『話すこと・聞くこと』、『書くこと』の領域の学習を効果的に進めていくこと」を重視していく必要がある。

(2) 聴覚特別支援学校に在籍する生徒の実態

文部科学省初等中等教育局特別支援課「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(平成24年12月5日付)」によると、「知的な遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた割合」は全体の6.5%となっている。この結果を踏まえると、40人学級ならば2.6人程度の子どもに対して個別の配慮が必要であることとなる。

聴覚障害は言語獲得等の発達課題をもたらすため、聴覚障害児のASD等の発達障害の有無が判断しにくく、従来はその実態や支援方法が検討されてこなかった。しかし、大鹿ら(2019)による教員対象の質問紙調査では、聾学校の小中学部の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある子どもの割合は、表1に示す通り、2017年度(平成29年度)に33.1%という結果が示された。その内訳はSLD傾向が28.1%、ADHDの傾向が12.5%、ASDの傾向が7.2%であった。

表1. 聾学校の小中学部の子どもの困難の割合

著しい困難の様相	小学部	中学部	小中学部
学習面か行動面	37.7%	26.2%	33.1%
「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」	33.1%	20.6%	28.1%
「不注意」または「多動性-衝動性」	12.2%	12.9%	12.5%
「対人関係やこだわり等」	8.6%	5.1%	7.2%

聴覚障害児は聴こえにくさの困難を抱えているため、その結果として言語の理解や表出が苦手である傾向がある。文部科学省(2020)の特別支援教育資料によると、2016年度から2019年度の聾学校の小中学部の重複障害学級の在籍率は27～28%である。通常の学級の子どもたちの在籍率は72～73%であり、さらにこの割合の33.1%を計算すると、小中学部全体の23.6%の子どもに発達障害の可能性があると考えられる。

(3) 聾学校中学部・高等部生徒の実態と国語教育の課題

通常の学校の小中学校における「知的な遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた割合」は全体の6.5%であるが、聾学校小中学部の通常の学級では33.1%と、その割合は5倍以上となっている。聾学校小中学部の通常の学級では、在籍児童の全体の3分の1以上の児童が「知的障害はないが個別の配慮を有する」という結果が見られることがわかる。大鹿らの調査は、聾学校小中学部の通常の学級に在籍する児童を対象にされたものであるが、聾学校高

等部の通常の学級の生徒においても同様の傾向があることを認識し、指導や評価を進める必要があると考える。

1-5. 本研究の目的

筆者はこれまでに聾学校の中学部および高等部国語科の教員として勤務してきた。現在の勤務校の聾学校は、幼稚部・小学部・中学部・高等部が設置されている聾学校である。筆者は、現在、中学部の国語科の指導を担当しているが、中学部の教員が高等部の授業を担当することもあり、高等部の国語科の教員と協議し、適切に国語科の狙いを共通理解し指導を展開し、評価規準を設定していくことが必要となる。

上記の1-4で述べたように聾学校に在籍する児童生徒の多くは「9歳の壁」に見られるような学習言語の獲得や、抽象的な概念の操作に課題がある他、発達障害などの特性がある割合が高く、学習面で著しい困難を示す傾向がある児童生徒が一定数いることが伺われる。

これらの傾向を踏まえ、本研究では学習指導要領の改訂に伴う、聾学校の中学部・高等部の国語科の授業の現状と評価規準の動向を調査する。その上で、新学習指導要領下での聾学校中学部・高等部国語科の授業の在り方や、授業実践に対応する適切な評価規準の内容を検討していく。

2. 方法

2-1. 調査対象と調査の手続き

本調査では、東海地区の聴覚特別支援学校（聾学校）中学部・高等部5校の国語科教員に質問紙を郵送し、17名から回答を得た。

2-2. 調査内容（質問紙調査の項目）

質問紙の調査項目は、学習指導要領の改訂を踏まえた指導内容や評価規準について検討した取り組みの実態を調査する内容とした。

(1) 回答者の基本情報

- ・性別 ・年代 ・勤務形態
- ・現在の国語科の担当学部
- ・特別支援学校教諭免許状の所有状況と障害領域
- ・手話のスキルや手話資格の等級等、
- ・教員経験年数（特別支援教育、聾学校）

(2) 本調査

聾学校の国語科の指導において、主要となる5つの評価規準として設定している項目の回答を求め、各規準での他の評価規準があれば、自由記述欄に記述してもらうこととした。

さらに、その他として、国語科教育の評価規準で各学校における設定や工夫、現在の取組があれば、自由記述として回答を求めた。

- 1) 「関心・意欲・態度」に関する評価規準
- 2) 「話すこと」「聞くこと」に関する評価規準

- 3) 「読むこと」に関する評価規準
- 4) 「書くこと」に関する評価規準
- 5) 「知識・理解」に関する評価規準
- 6) その他（自由記述）

3. 結果と考察

3-1. 国語科担当教員の基本情報

質問紙の回答から得た教員の情報は17名であった。

表2に、「国語科担当教員の基礎情報」の結果を示す。

表2. 国語科担当教員の基礎情報（回答者 17名）

項目	内 訳
性別	男性 5名 (30%) 女性 12名 (70%)
年代	20代 3名 (18%) 30代 3名 (18%) 40代 4名 (23%) 50代 3名 (18%) 60代 2名 (11%) 無回答 1名 (6%)
勤務形態	正規 13名 (76%) 常勤 2名 (11%) 非常勤 2名 (11%)
現在の国語科の担当学部	中学部 3名 (18%) 高等部 10名 (60%) 中学部・高等部 2名 (11%) 無回答 1名 (6%)
特別支援学校教諭免許状の有無	専修 0名 (0%) 一種 7名 (40%) 二種 7名 (40%) なし 2名 (11%) 無回答 1名 (6%)
特別支援学校教諭免許状(障害領域)	視覚 4名 (23%) 聴覚 9名 (53%) 知的 13名 (77%) 肢体 12名 (70%) 病弱 12名 (70%) 無回答 1名 (6%)
手話のスキル	ある 3名 (18%) ない 13名 (77%) 無回答 1名 (6%)
(手話資格の等級)	手話通訳士 1名 (6%) 手話技能検定準1級 1名 (6%) 手話技能検定 3級 1名 (6%)
手話による会話力	中級 14名 (80%) 上級 2名 (11%) 無回答 1名 (6%)
教員経験年数(講師経験年数含む)	10年未満 4名 (24%) 10年～20年未満 4名 (24%) 20年～30年未満 5名 (29%) 30年～40年未満 2名 (11%) 40年以上 1名 (6%) 無回答 1名 (6%)
特別支援学校での教員経験年数	10年未満 5名 (29%) 10年～20年未満 4名 (24%) 20年～30年未満 4名 (24%) 30～40年未満 2名 (11%) 40年以上 1名 (6%) 無回答 1名 (6%)
聾学校(聴覚特別支援学校)での教員経験年数	10年未満 6名 (35%) 10年～20年未満 8名 (47%) 20年～30年未満 2名 (11%) 30～40年未満 0名 (0%) 40年以上 0名 (0%) 無回答 1名 (6%)

3-2. 本調査の結果について

(1) 「関心・意欲・態度」に関する評価規準

表3に「関心・意欲・態度」に関する評価規準、表4に「関心・意欲・態度」における評価規準(自由記述)の結果を示す。

表3. 「関心・意欲・態度」に関する評価規準
(回答者17名・複数回答)

	評価項目	回答数(%)
①	生徒が、教師や他の生徒の説明、発言を聞くときあいづちを打ちながら傾聴する姿勢があるか。	9名(52%)
②	生徒が、わからないことや新出語彙などについて調べたり質問したりしているか。	13名(76%)
③	生徒が、定期考査だけではなく、小テストへの取組が十分であるか。	14名(82%)
④	生徒が、添削を受けた漢字ノートや作文などをきちんとやり直しをしているか。	10名(58%)
⑤	生徒が、単元のまとめプリントやレポートをきちんと提出しているか。	14名(82%)
⑥	生徒が、ノートやレポートのまとめ方などに工夫が見られるか。	8名(47%)
⑦	その他(自由記述)	5名(29%)

表4. 「関心・意欲・態度」における評価規準(自由記述)

<ul style="list-style-type: none"> ・「あいづちをうちながら」については、態度はそうであっても必ずしも理解してあいづちを打っているわけではないと思う。 ・主題の内容に関心をもち、筆者の主張を理解しようとしているか。具体的には単元の内容によって文言が変わる。 ・創作活動(短歌や俳句)などで教師が指示した定型で創作しているか。 ・挙手をしたり発言をしたり、積極的に質問したりする生徒は記録し、加点している。 ・生徒の自主的な学習の取組を評価しているが、ノートやレポートのまとめの工夫ができた生徒は過去ほとんどいない。

評価項目②は76%、評価項目③は82%の回答があり、小テストの結果や添削後の答案やノートの直し等、はっきりとその成果が目に見える形のものの評価が多いことがわかる。一方、評価項目⑥「生徒が、ノートやレポートのまとめ方などに工夫が見られるか」は半数以下であった。

生徒の自主的な意欲を図りやすいと思われる指導と評価について、自由記述の「ノートやレポートのまとめの工夫ができた生徒は過去ほとんどいない。」というコメントに見られるように、聾学校の生徒が取り組みづらいことが予想される。新学習指導要領での評価の観点の「主体的に学習に取り組む態度」では、従来の形式的な評価(挙手の数など生徒の気質や性格に左右されるような類)ではなく、小テストやレポートなど、さらに実質的なものへの取り組みを評価することを示唆している。聾学校中学部・高等部における「主体的に学習に取り組む態度」としての評価の妥当性に関する検討が必要であると考えた。

(2) 「話す」「聞く」に関する評価規準

表5に「話す」「聞く」に関する評価規準の結果、表6に「話す」「聞く」に関する評価規準(自由記述)の自由記述の結果を示す。

表5. 「話す」「聞く」に関する評価規準
(回答者17名・複数回答)

	評価項目	回答数(%)
①	生徒が、聞く人を意識して音声、指文字、手話などコミュニケーションモードを用い、話すことができているか。	16名(94%)
②	生徒が、説明をしている教師、意見や回答を言っている友達に意識を向け注目でできているか。	16名(94%)
③	生徒が、教師や他の生徒が話していることに注目し、的確に説明を聞き(読み取って)理解できているか。	15名(88%)
④	生徒が発言するときは、教師や他の生徒が話していることを的確に聞き(読み取り)、理解した上で意見を述べることができているか。	16名(94%)
⑤	生徒が、教師の説明や他の生徒が話していることを的確に聞き(読み取り)、質問することができているか。	10名(58%)
⑥	生徒が発言するときは単語ではなく、文で話すことができているか。	7名(41%)
⑦	生徒が、「もし～ならば・・・」「～であるから・・・だと思う」「～は・・・である。しかし・・・」など接続詞等を用いて、論理的に発言することができているか。	4名(23%)
⑧	生徒が、教師の発問に対して、根拠を踏まえて意見を述べる事ができているか。	10名(58%)
⑨	生徒が発表活動や討論などで、示されたフォーマットを適切に用い、発表や討論を行うことができているか。	4名(23%)
⑩	生徒が、示されたキーセンテンスやキーワードを適切に取り入れて、適切に話し合いや討論をすることができているか。	4名(23%)
⑪	その他(自由記述)	2名(11%)

表6. 「話す」「聞く」に関する評価規準(自由記述)

<ul style="list-style-type: none"> ・相手に自分の言いたいことが伝わっているか確認し、伝わるように話そうとしているか。話す場面に応じて文体や敬語を適切に選択しているか。 ・自分の考えをまとめて発言するとともに、他者の意見を的確に理解しているか。 ・筆者の考えや主張に対する考えを発信できたか。
--

評価項目①～④の結果は8割以上の回答があり、授業中に繰り返される教師の発問、生徒の受け答え、生徒同士の注視の仕方は概ね評価を行っている結果となった。一方、聾学校の授業ではよく指摘されることが多い評価項目⑥「生徒が発言するときは単語ではなく、文で話すことができているか。」の回答は4割程度であり、あまり評価されていないことがわかった。また、評価項目⑦⑨⑩は共に回答が23%であり、フォーマットやキーセンテンス、キーワードを用いた発言、話し合いについての評価も少なかった。

新学習指導要領の改訂により、「話すこと」「聞くこと」は「書くこと」「読むこと」とともに、評価の観点が「思考・判断・表現」に捉え直される。「話す」「聞く」の指導のテクニックは、国語の授業のみならず、広く社会生活の中で展開できる力を付けることを想定される。国語科の単元ごとのねらい、聾学校特有の課題も含め、評価規準の設定は聴覚障害生徒の学習の背景を踏まえて検討する必要がある。

(3) 「読む」に関する評価規準

表 7 に「読む」に関する評価規準、表 8 に「読む」に関する評価規準（自由記述）の結果を示す。

表 7. 「読む」に関する評価規準
（回答者 17 名・複数回答）

	評価項目	回答数 (%)
①	生徒が、句読点を意識して、適切に文章を読み進めることができるか。	7 名 (41%)
②	生徒が、教科書の文章で読めなかった漢字、読み間違えた漢字にふりがなを書くことができるか。	7 名 (41%)
③	生徒が、音声、指文字、手話を適切に使い、スムーズに文章を読み進めることができるか。	10 名 (58%)
④	生徒が、文章中の抽象的な意味を表す語句を、手話を使って適切に概念を表しながら読み進めることができるか。	7 名 (41%)
⑤	生徒が、指示語の指す内容や、接続詞の意味を考えながら文章を読み進めることができるか。	16 名 (94%)
⑥	生徒が、語句の意味だけではなく、主語、修飾語、述語の関係性や時制を表す助動詞などに着目して文章の内容を理解できているか。	14 名 (82%)
⑦	生徒が、読解のヒントになるような資料の情報を活用し文章に書かれている内容を理解できているか。	6 名 (35%)
⑧	その他（自由記述）	4 名 (23%)

表 8. 「読む」に関する評価規準（自由記述）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠となる表現を捉えて登場人物の心情や人間関係、ストーリーの流れを捉えているか。 ・ 論理の展開を捉えて文章の内容を読み取っているか。 ・ 論理の展開を正しく読み取り、筆者の主張や意見を理解できたか。 ・ 物語の展開や登場人物の心情を的確に読み取り、その行動の心理を理解できたか。 ・ 漢字の読み方には逆にふりがなをふらないように指導している。以後の授業では何度も読ませたり考査で確認したりして定着を図っている。
--

評価項目①、評価項目②の回答は 41% で、「読むこと」に関する基本的事項と考えられる項目でも、約半分以下の割合しか回答がなかった。また、評価項目④について、抽象的な意味を表す語句の理解については、「9 歳の壁」の課題の関係が深い。手話などで聴覚障害生徒が工夫して説明できることは、その語句の理解や運用力を付けることにつながる。一方、意味がわからないまま読み進めるときは、手話で表すことは難しい。筆者は音読のときに、聴覚障害生徒が文章内容の理解できているかの評価に、評価項目④の視点をもっているが、回答は 4 割程度で意外に少ないと感じた。

また、自由記述には「漢字の読み方には逆にふりがなをふらないように指導している。以後の授業では何度も読ませたり考査で確認したりして定着を図っている。」という回答があり、評価項目②と相反する内容が見受けられた。これは、「教科書などの文章に出てくる漢字にふりがなをふらずに、正しく読めるようになっていくか」を評価しているということだと思われるが、1-4 で述べた通り、現在の聾学校の実態として、通常の学校の約 5 倍の発達障害等の困難を抱えた児童生

徒が在籍する。文字を読むことについて困難を抱えた聴覚障害生徒であるなら、この配慮を乗り越えることは難しいと感じた。

(4) 「書く」に関する評価規準

表 9 に「書く」に関する評価規準、表 10 に「書く」に関する評価規準（自由記述）の結果を示す。

表 9. 「書く」に関する評価規準
（回答者 17 名・複数回答）

	評価項目	回答数 (%)
①	生徒が、板書などを正しく写すことができるか。	7 名 (41%)
②	生徒が、ノートに板書を写すだけではなく、自分なりに考えたことや教師に質問したこと、友達の見聞などを書き、ノート作りをすることができるか。	5 名 (29%)
③	生徒が、板書などを写すときに、一字一字ではなく、単語や文節などの単位を意識して視写することができるか。	5 名 (29%)
④	生徒が、漢字の形を正しく認識して書くことができるか。	8 名 (47%)
⑤	生徒が、助詞や助動詞を正しく認識して書くことができるか。	15 名 (88%)
⑥	生徒が、敬体・常体の文体を統一して文章を書くことができるか。	14 名 (82%)
⑦	生徒が、教科書の内容について「本文の内容」と「自分の考えや感想」を分けて書くことができるか。	9 名 (52%)
⑧	生徒が、作文を書く際に、「調べたこと・学んだこと・体験した事実」と「自分の考えや感想」を分けて書くことができるか。	8 名 (47%)
⑨	生徒が、自分の経験したことなどを作文に書くときに、意見のまとまりごとに段落に分けて書くことができるか。	12 名 (70%)
⑩	生徒が、時制（〜であろう、である、であったなど）を正しく理解して書くことができるか。	7 名 (41%)
⑪	生徒が、話し言葉と書き言葉を区別して、正しい書記日本語で文章を書くことができるか。	10 名 (58%)
⑫	生徒が意見や感想を書くとき、読む相手を意識して、適切な表現で書くことができるか。	15 名 (88%)
⑬	生徒が資料を読む課題がある場合、適切に資料の内容を踏まえて文章を書くことができるか。	9 名 (52%)
⑭	その他（自由記述）	4 名 (23%)

表 10. 「書く」に関する評価規準（自由記述）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の書こうとしていたことに焦点をわかりやすく書こうとしているか。 ・ 詩や短歌、俳句の形式や特徴を理解し、自分の心情や経験等を表現することができるか。 ・ 文章を読んで、語句や表現、文体の誤りを正したり、わかりやすい表現にしたりすることができるか。 ・ 筆者の主張、意見に対する自分の意見を的確にまとめて意見文を書いているか。 ・ 要約において重要な内容が過不足なく含まれているか。 ・ ノートに板書を写すときに口頭で説明したことをメモしたり、わかりやすいようにレイアウトを工夫し、説明の補足などを書いたりしていたら加点している。

作文の基本的スキルと思われる評価項目⑤、評価項目⑥、評価項目⑨、評価項目⑫の回答は 7 割以上であった。助詞や助動詞の認識、用法についての評価は聾学校ならではのと言える。一方、評価項目①、評価項目③、評価項目④は 3-4 割程度の回答で、基本的なスキルへの評価については、できることが基本である前提か

もしれないが、回答は少なかった。また、評価項目②に関して、筆者は「学習のまとめ」として毎授業ごとに、わかったことや初めて知ったことなどをノートに書かせ、その内容を評価しているが、これもあまり数字が高くなかった。

3-2の(1)「関心・意欲・態度」の自由記述で、「生徒の自主的な学習の取組を評価しているが、ノートやレポートのまとめの工夫ができた生徒は過去ほとんどいない」という回答があったが、板書を写すことはできて、さらにその先の工夫やまとめ方の習得について評価できることは、聾学校中学部・高等部国語科においては、かなり少ない事例であると考えた。また、新学習指導要領では、「主体的に学習に取り組む態度」について、従来の「関心・意欲・態度」の評価に見られた表面的な性格や性質(元気がよく挙手の機会が多い等)ではなく、もっと実質的な成果(課題やレポート、作文提出)を評価するよう推奨している。「書く力」を身に付けることは、実質的な「主体的に学習に取り組む態度」の評価にも関連していくものと思われる。

(5) 「知識・理解」に関する評価規準

表11に「知識・理解」に関する評価規準の結果、表12.「知識・技能」に関する評価規準(自由記述)の結果を示す。

表11. 「知識・理解」に関する評価規準
(回答者17名・複数回答)

	評価項目	回答数(%)
①	生徒が、学習した語彙(新出語句、ことわざ、慣用句、四字熟語等)や修辭法の意味を適切に理解できているか。	16名(94%)
②	生徒が、学習した語彙(新出語句、ことわざ、慣用句、四字熟語等)や修辭法の意味を適切に理解し、作文などの文章を書くことができているか。	17名(100%)
③	生徒が、文章や詩の語者が誰なのかを正しく把握して、物語を読むことができているか。	12名(70%)
④	生徒が、友達の意見や授業を自分なりに理解し、自分の言葉で適切にまとめることができているか。	11名(64%)
⑤	生徒が、友達の意見や授業のまとめを、書記日本語で的確に書くことができているか。	4名(23%)
⑥	生徒が、文章に書かれている内容の背景や歴史的な事情などを理解できているか。(古典を含む)	12名(70%)
⑦	その他(自由記述)	3名(17%)

表12. 「知識・技能」に関する評価規準(自由記述)

<ul style="list-style-type: none"> 日本語の文法を理解しているか。 詩や短歌、俳句のリズムに親しもうとしているか。 古文や漢文特有のリズムに親しもうとしているか。 意味や効果を理解して、修辭法の意味を的確に理解しているか。 課題設定・調査と情報の収集、情報の整理と報告作成の方法を理解できているか。 歴史的仮名遣いを適切に音読(または現代仮名遣いに直して記述)できるか。 漢文の返り点を適切な順番で付けることができるか。
--

「話す」「聞く」「読む」「書く」の回答に比べると、各項目のばらつきは少なく、7項目中5項目で70%以上

上の回答があり、多くの点で評価を行っていることがわかった。特に評価項目②「学習した語彙(新出語句、ことわざ、慣用句、四字熟語等)や修辭法の意味を適切に理解し、作文などの文章を書くことができているか」は100%の回答があった。一方、評価項目⑤「友達の意見や授業のまとめを、書記日本語で的確に書くことができているか」については23%と少なく、3-2(4)の「書く」の評価項目②「ノートに板書を写すだけでなく、自分なりに考えたことや教師に質問したこと、友達の意見などを書き、ノート作りをすることができているか」(29%)の回答数と関連していることが推察された。評価項目⑥「文章に書かれている内容の背景や歴史的な事情などを理解できているか。(古典を含む)」は70%と半数以上の回答があった。中学校、高等学校の教材では文章そのものの読解だけではなく、その題材の時代的背景を知っていることが必要である。聾学校では歴史が苦手である生徒が多い印象がある。古典等の題材を読むとき、社会等他教科で習得した知識を活用して読解に生かしているかという視点は、聾学校の生徒が抱える課題の評価に必要な内容だと感じた。

(6) その他(自由記述)

表13に、その他の評価規準の自由記述の結果を示す。

表13. その他の評価規準

(国語科教育全体に関わること、評価についての考えなどの自由記述)

<ul style="list-style-type: none"> 国語という教科は論理的な文章、文学的な作品を読む、書く等の一面的な要素では分けられないところがあり、評価規準を細分化すれば客観的な評価に近づくといいものでもないと思います。 要約など観点が煩雑になりやすいものはループリックを活用することもある。 普段明記してなくても念頭していることばかりの選択肢だったので、回答するのが難しかった。 全体的な頑張りの跡が見られたら加点するようにしている。その結果が生徒にわかるように伝えると生徒の反応も変わってきた。
--

国語の教科書には、評論文、文学、随筆など様々な分野が掲載されている。今回の改訂で、中学校国語の教科書の内容は大きな変更はあまりないが、高等学校の国語の教科書は大きく科目編成がされる。例えば、「現代の国語」は、現行の国語総合とはかなり趣向が異なり、社会生活でそのスキルを活かすことを意識されており、レポート作成や話し合い活動などが大きく取り上げられている。そういった意味では、科目の傾向によって評価規準が変わってくるということになるかもしれない。

ループリックは、学習到達度を示す評価基準を、「観点と評価尺度からなる表」として示すものである。近

年私立高校や中・高一貫校、大学などで使われている評価方法である。記述のテストなどで測れない思考・判断、その過程を客観的に評価できるという。授業改善につながる要素もあり、評価を記録していく中で、聾学校の国語科指導の評価の要点も見えてくる可能性はあり、今後、生徒の国語力の評価に活用することを検討していきたい。

4. 総合的考察

質問紙調査の結果を踏まえ、聾学校中学部高等部国語科の評価規準の課題は、以下の通りであると考えた。

(1) 「関心・意欲・態度」に関する考察

「関心・意欲・態度」の評価項目⑥「生徒が、ノートやレポートのまとめ方などに工夫が見られるか。」については5割より少ない回答であったが、今後の観点別評価の観点「主体的に学習に取り組む態度」では、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているか意思的な側面を評価するものとなる。令和元年6月に発表された文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター「学習評価の在り方のハンドブック」によると、子どもの挙手や発言に加えて、ノートやレポートなど他の観点の領域で学んだこと(「知識・技能」、「思考・判断・表現」との関連を踏まえるよう促している。現行の評価規準の実績を踏まえて、実質的な「主体的に学習に取り組む態度」の評価を考えていく必要があると考えた。

(2) 「話す」「聞く」に関する評価規準の考察

「話す」「聞く」を中心とした基本的なスキルは、多くの回答があり評価を行っている様子が窺われた。しかし、聾学校特有の課題と思われる評価項目⑤「単語ではなく、文で話しているか。」、評価項目⑦「もし～など接続詞を用いて話しているか(後略)」、評価項目⑨「発表活動や討論などで、示されたフォーマットを適切に使い、発表や討論を行うことができているか。」、評価項目⑩「キーセンテンスやキーワードを適切に取り入れて、適切に話し合いや討論をすることができているか。」なども回答が23～58%と多くなかったが、これらの内容は「聴覚障害児の9歳の壁」の課題や、新学習指導要領の国語科の目標にもある「伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う」ことにつながるものであり、評価規準を意識していく必要があるのではないだろうか。

(3) 「読む」に関する評価規準の考察

「読む」の評価規準では、評価項目①、評価項目②、評価項目④、評価項目⑦が半数未満の回答であった。特に評価項目④「文章中の抽象的な意味を表す語句を、手話を使って適切に概念を表しながら読み進めることができていくか。」は、聾学校中学部・高等部の国語科においては語彙の理解や文章読解には大切な評価規準

と考えていきたい。また、このことは、新学習指導要領国語編の中学校、高等学校の解説に書かれている「学習内容の改善・充実」の筆頭に、語彙を豊かにするために「語彙指導の改善・充実」が挙げられていることにもつながる。

(4) 「書く」に関する評価規準の考察

「書くこと」の評価規準については、評価項目①、評価項目③、評価項目④は3～4割程度の回答で、基本的と思われるスキルへの再評価、見直しや、評価項目②「ノートに板書を写すだけではなく、自分なりに考えたことや教師に質問したこと、友達の見などを書き、ノート作りをすることができているか。」など「ノート作り」の評価をどう捉えるかを考えていく必要がある

(5) 「知識・理解」の評価規準に関する考察

「知識・理解」の評価規準については、本調査で回答が多くあった基本的な事項に加え、新しい学習指導要領での「知識及び技能」の考え方を踏まえていく必要がある。その項目には、「情報の扱いに関する事項」や「我が国の言語文化に関する事項」がある。自由記述の内容にあった「課題設定・調査と情報の収集、情報の整理と報告作成の方法を理解できているか。」は、評価規準を考える上で、大切な視点になると思われる。文部科学省(2017)の「中学校学習指導要領解説(平成29年告示)解説(国語編)」によると、「知識・技能」の内容については、「個別の事実に知識や一定の手順のことにのみを差しているのではない。(中略)思考・判断し、表現することを通じて育成を図ることがもめられるなど、『知識・技能』と『思考力・判断力・表現力等』は相互に関連し合いながら育成される必要がある」としている。文部科学省(2018)の「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説(国語編)」にも同様の記述がある。この「思考力・判断力・表現力等」のなかに「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」が含まれていくことになる。内容構成としてこれらは分けられているが、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」についてはその力を相互に作用し、関連しながら育成することになる。従来「知識・理解」で聾学校の国語科指導で大切にしてきたことに加え、これらの考え方を踏まえて評価規準を思案する必要がある。

5. 今後の課題

質問紙調査の結果から、従来から聾学校の国語教育で重視されてきた事項の多くを評価規準として取り入れ指導がされているが傾向はあることがわかった。しかし、質問紙調査結果の細部からは、少なくとも以下の3点の課題があると考えた。

- ① 新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導内容に對

応した評価方法になっているか。

- ② 現在の聾学校に見られる発達障害等の困難を抱えるなど、多様な実態の生徒の状況に応じた工夫がされた評価方法になっているか。
- ③ 聴覚障害児の学習の背景、「9歳の壁」の課題へ対応した授業実践に対応した評価方法になっているか。

これらの課題を踏まえ、新学習指導要領下での聾学校中学部及び高等部国語科の授業の在り方と、授業実践に対応する適切な評価規準の内容を検討していきたい。

引用文献

- 高鹿綾・渡部杏菜・濱田豊彦(2019) 特別支援教育制度開始以降の発達障害の可能性のある聴覚特別支援学校在籍児に関する研究: 過去10年の全国聴覚特別支援学校調査の動向, 聴覚言語障害, 48(2), 91-105, 日本聴覚言語障害学会
- 高田直子・岩田吉生(2020) 新学習指導要領における聴覚特別支援学校(聾学校) 高等部国語科の評価規準の研究1
- 高田直子・岩田吉生(2020) 新学習指導要領における聴覚特別支援学校(聾学校) 高等部国語科の評価規準の研究2
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会(2019) 児童生徒の学習評価の在り方(報告)(概要)(平成31年1月)
- 文部科学省(1999) 学習指導要領(平成11年告示)
- 文部科学省(2009) 学習指導要領(平成21年告示)
- 文部科学省国立教育政策研究所(2012) 教育課程センター 評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料第1編 総説(平成24年7月)
- 文部科学省初等中等教育局特別支援課(2012) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について(平成24年12月)
- 文部科学省(2012) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について(平成24年12月)
- 文部科学省(2017) 平成29年度小・中学校新教育課程説明会(中央説明会)における文科省説明資料
- 文部科学省(2017) 国語編 中学校学習指導要領解説
- 文部科学省(2018) 国語編 高等学校学習指導要領解説
- 文部科学省(2018) 新学習指導要領について(資料4)(平成30年7月)
- 文部科学省(2019) 学習評価の在り方ハンドブック 高等学校編 国立教育政策研究所教育課程センター(令和元年6月)
- 文部科学省(2019) 学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編 国立教育政策研究所教育課程センター(令和元年6月)
- 文部科学省(2020) 特別支援教育資料(令和元年度)
- 脇中起余子(2009) 聴覚障害児教育 これまでとこれから コミュニケーション論争・9歳の壁・障害認識を中心に, 第8章・第1節, 126-130, 北大路書房.